

第1回

円山公園新便益施設事業者選定部会

と き 令和元年10月29日（火）午後1時30分～午後3時30分（予定）
ところ 京都市都市緑化協会 会議室

第1回円山公園新便益施設事業者選定部会 次第

と き 令和元年10月29日（火）午後1時30分～午後3時30分（予定）

ところ 京都市都市緑化協会 会議室

次 第

1 開 会	秋山みどり政策推進室長
-------	-------------

2 委員紹介

3 会長あいさつ	槇村会長
----------	------

4 審 議

- ☐ 募集要項（案）について
- ☐ 審査項目及び審査基準（案）について 非公開

5 閉 会	藤谷みどり政策推進室担当部長
-------	----------------

【配付資料】

資料1	円山公園新便益施設設置運営事業者選定部会 委員名簿
-----	---------------------------

資料2	第1回円山公園新便益施設事業者選定部会 座席表
-----	-------------------------

資料3	円山公園新便益施設事業者募集要項（案）
-----	---------------------

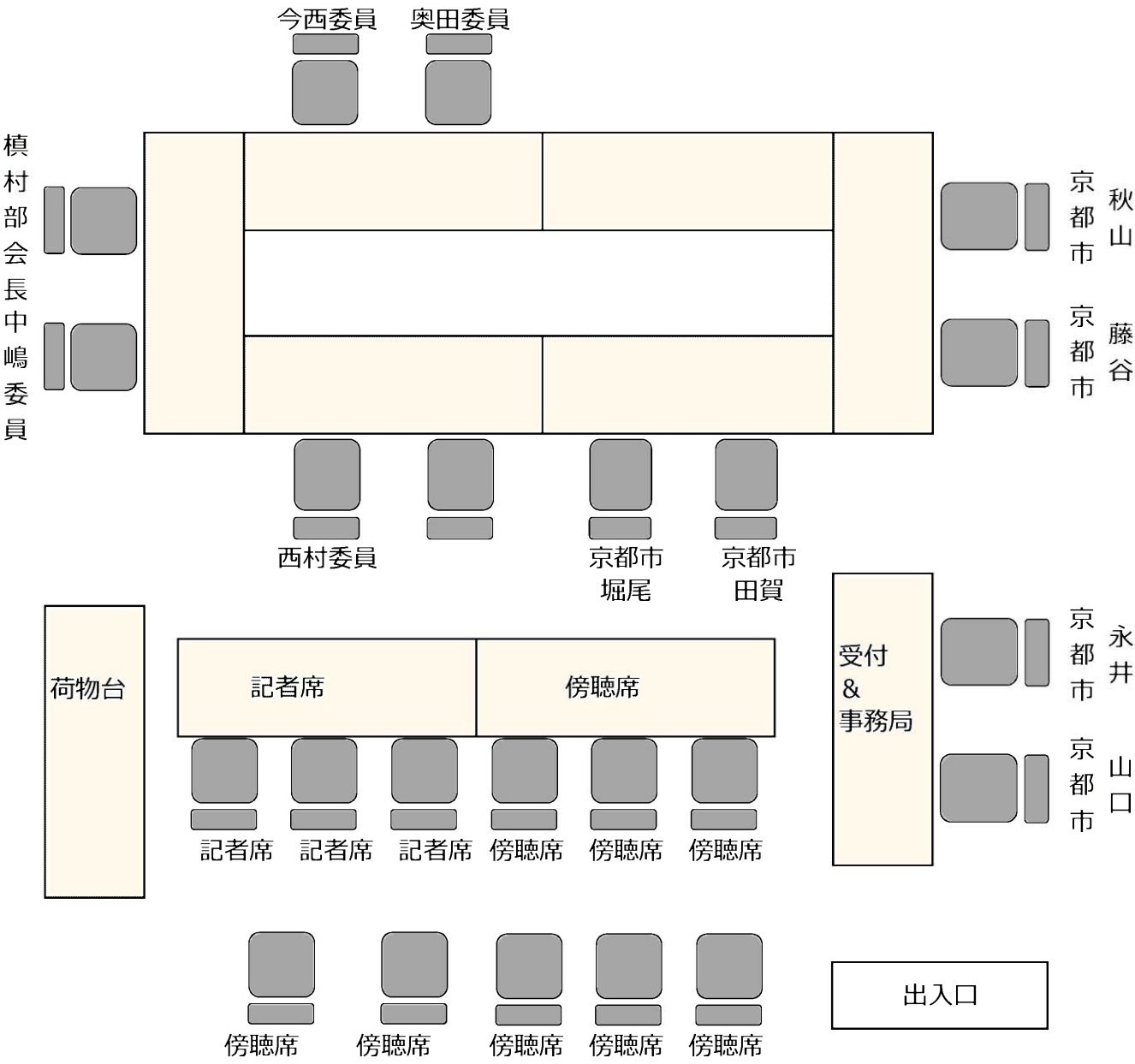
円山公園新便益施設事業者選定部会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	分野
部会員	いまにし ともお 今西 和夫	円山公園利活用検討会 会長 弥栄自治連合会 会長	地元
部会員	おくだ き み こ 奥田 希充子	公認会計士・税理士	有識者
部会員	なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授 名勝円山公園再整備検討会 委員	学識者
部会員	にしむら りょうこ 西村 良子	市民公募委員 名勝円山公園再整備検討会 委員	市民
部会長	まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	学識者

(五十音順・敬称略)

第1回円山公園新便益施設事業者選定部会 座席表

資料2



京都市名勝円山公園

新便益施設設置運営事業者募集要項（案）

令和元年 10 月

京 都 市

京都市で最古の公園である円山公園において、
魅力あふれる新たな便益施設の設置・運営を行
う事業者を募集します。

京都市名勝円山公園 における新しい便益 施設の事業者の募集 について

令和元年（2019 年） 月

京都市建設局みどり政策推進室

目 次

1	事業の概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	公園の概要	2
(3)	公募場所の概要	2
(4)	募集する便益施設	3
(5)	事業スケジュール（予定）	3
2	募集条件	4
(1)	基本的な考え方	4
(2)	便益施設の設置条件	4
(3)	便益施設の用途制限	4
(4)	事業期間等	5
(5)	使用料	5
(6)	保証金	6
(7)	リスク分担	6
(8)	私権の制限	7
(9)	滞納等による退去	7
(10)	転貸の禁止等	7
(11)	光熱水費	8
(12)	駐車場	8
(13)	その他注意事項	8
3	応募資格	9
4	応募方法	10
(1)	申込方法	10
(2)	注意事項	10
5	事業者の選定方法	11
(1)	審査方法	11
(2)	事業者の決定等	11
(3)	審査結果の通知及び公表	11
(4)	その他	11
6	現地説明会	12
(1)	質疑者の資格	12
(2)	申込方法	12
(3)	受付期間	12
(4)	日時	12

(5) 集合場所	12
7 質問の受付	13
(1) 質疑者の資格	13
(2) 受付期間	13
(3) 回答方法	13
8 関係法令等	14
(1) 文化財保護関係	14
(2) 風致関係	14
(3) 眺望関係	15
(4) 屋外広告物関係	15
(5) 接道関係	15
(6) 公園の占用	15
(7) 営業における許認可等の取得	16
(8) その他	16
9 設置許可申請の手続	17
10 事業者の決定の取消し	17
11 問合せ先	17

1 事業の概要

(1) 趣旨

名勝円山公園は、明治 6 年（1873 年）の太政官布達に基づき、明治 19 年（1886 年）に開園した京都市（以下「本市」という。）で最も古い公園です。東は東山山麓の豊かな自然、他の 3 方には、青蓮院、知恩院、八坂神社、高台寺、建仁寺、清水寺といったわが国を代表する多くの社寺に囲まれ、また、祇園枝垂桜に代表される市内有数の行楽地として発展してきました。また、昭和 6 年（1931 年）には、円山公園の歴史的価値が高い評価を受け、国の名勝に指定されました。更に、昭和 31 年（1956 年）には、都市公園法の適用を受ける都市公園となり、整備や維持管理の法的根拠も整備されました。

このように、円山公園は、時代を超えて市民、観光客の皆様に親しまれてきましたが、開園から 130 年以上を経て、施設の経年劣化や樹木の繁茂による眺望・景観の悪化等が顕在化してきました。これらの諸問題の解決のため、平成 28 年（2016 年）3 月に「名勝円山公園保存管理計画」を策定し、今後の円山公園の維持管理・整備に係る基本方針を明確にするとともに、都市公園法等に則した公園になるよう取り組んでいるところです。

本要項は、便益施設区域の中で平成 29 年に更地となった区画に対し、「名勝円山公園保存管理計画」に基づき、魅力あふれる新たな便益施設の設置・運営を行う事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により募集・選定するため、必要な事項を定めたものです。

応募される方は、本要項の内容を十分に理解したうえで、応募に必要な書類を提出してください。

(2) 公園の概要

ア 公園名

京都市名勝円山公園

イ 公園の所在地

京都市東山区円山町，祇園町北側，鷺尾町

ウ 面積

開園面積…………… 86,641 m²

名勝指定範囲…………… 103,090 m²

エ 交通

京都市バス「祇園」バス停から徒歩 5 分

京都市営地下鉄東西線「東山」駅から徒歩 13 分

京阪電鉄「祇園四条」駅から徒歩 10 分

阪急電鉄「京都河原町」駅から徒歩 12 分

(3) 公募場所の概要

ア 所在地

京都市東山区祇園町北側 338 番地

イ 敷地面積

約 100 m² (※ 1)

ウ 法的規制 (用途地域等)

都市公園…………… 都市公園法

京都市都市公園条例

京都市円山公園条例

市街化調整区域…………… 都市計画法 (※ 2)

容積率 100/100 以下
建蔽率 60/100 以下

防火地域…………… 建築基準法

東山風致地区 (風致地区第 1 種地域)・都市計画法

京都市風致地区条例

東山歴史的風土保存区域…………… 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

清水歴史的風土特別保存地区…………… 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

史跡名勝天然記念物…………… 文化財保護法

屋外広告物禁止区域…………… 屋外広告物法

京都市屋外広告物等に関する条例

近景デザイン保存区域…………… 京都市眺望景観創生条例

※1 敷地面積は概測であり，実測面積と異なる場合があります。必要がある場合は事前に測量を行い，北側に隣接する民有地との境界を復元してください。

※2 容積率及び建蔽率については上限の数値であり，具体的な建築計画の内容によっては，この上限の数値まで認められない可能性があります。事業者に決定した者は，施設の設置に当たって，具体的な建築計画を基に，関係法令に基づく各規制を所管する部署と十分な協議を行ってください。

エ 社会生活基盤設備

上水道・下水道……敷地南側園路に京都市上下水道局の埋設管あり

電気……………敷地南側園路上に関西電力(株)の電力柱あり

通信……………敷地南側園路に西日本電信電話(株)の地下配管あり

都市ガス…………敷地南側園路に大阪ガス(株)の埋設管あり

(4) 募集する便益施設

公園利用者の利便に資する飲食物の提供及びサービスを行うもの

(5) 事業スケジュール（予定）

以下の表のとおりとします。ただし，本市との協議の状況等により，変更となる場合がありますので，あらかじめ御了承ください。

令和元年 (2019年)	12月○日()	募集要項配布開始
	12月○日()	現地説明会
	12月○日()	} 質疑受付期間
	↓ 12月○日()	
令和2年 (2020年)	2月○日()	} 募集受付期間
	↓ 2月○日()	
	3月頃	選定部会の開催
	4月頃	審査結果の通知及び公表
	5月頃	本市と事業者で協定書締結
	以降	事業協議 文化財・風致・景観・屋外広告物・建築確認・設置許可等各種手続
		建築工事着工（設置許可期間始期）
令和3年 (2021年)		新便益施設開業

2 募集条件

(1) 基本的な考え方

ア 提案していただく内容は、便益施設として事業者自らが設置する施設（以下「本件施設」という。）及びこれらの管理運営に関することとなります。

イ 円山公園は、都市公園であると同時に文化財（国指定の名勝）であることから、本市が平成 28 年（2016 年）3 月に策定した『名勝円山公園保存管理計画』の趣旨に沿い、設置する施設の形状や意匠は同計画の 75 ページで示されている、名勝の本質的価値の対象である既存の「歴史的な意匠を残す便益施設」に倣うものとしてください。

ウ 提案に当たっては、円山公園が、都市公園法以外にも、1(3)ウに掲げたような様々な制約が課せられていることを踏まえ、周囲の便益施設や園地との調和に配慮しながら、外観等を工夫してください。

また、円山公園条例に基づき、以下の基準に適合するよう提案していただきますようお願いします。

(ア) 規模、形態及び色彩その他の意匠が、歴史に培われてきた緑豊かな円山公園固有の趣ある風致景観と調和するものであること。

(イ) 原則として和風の外観を有し、植栽、生垣、和風門、和風塀等を設けることにより、建物周囲の風致景観と調和するものであること。

(ウ) 建築物に附属する工作物にあつては、位置、規模、形態及び意匠について建物本体と均整が取れていること。

(2) 便益施設の設置条件

ア 設置できる施設は、円山公園及び周辺地域の活性化への寄与が認められる都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号及び都市公園法施行令第 5 条第 6 項に規定する便益施設のうち飲食店に限ります。ただし、飲食店であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる営業はできません。

イ 本件施設の整備・運営等に必要な費用は、全て事業者負担とします。

(3) 便益施設の用途制限

施設の設置に当たっては、都市公園法第 5 条に基づき、事業者が施設を設置・使用する範囲において、本市の公園施設設置許可が必要となります。ただし、次に示す用途を目的とした施設の設置・使用は認めません。

ア 政治的又は宗教的用途に使用する施設

イ (2)アただし書に掲げたもの以外で、風営法第 2 条第 2 項から第 5 項に規定する用途に使用する施設

ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
エ 上記のほか、本市が公園利用との関連性が低く、「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

(4) 事業期間等

ア 事業者と本市との間で、設置許可に先立って、本件施設の整備及び運営について、事業者と本市が相互に協力すべき事項その他の本件事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結します。

イ 事業期間は、20 年間とします。今回設置いただく便益施設の設置許可については、概ね 3 年ごとに、それまでの使用状況や必要性等を確認したうえで問題がないと本市が判断した場合、引き続き 3 年を上限として更新するものとします。

ウ 設置許可期間は、営業開始に先立った施設設置工事着手から、事業終了後の原状回復までの期間です。本件施設の営業期間ではありませんので、御注意ください。

エ 事業終了後、事業者が設置した建物及び建物附属設備（以下「建物等」という。）については、許可期間満了日までに解体・撤去し、原状に回復していただく必要があります。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

オ 事業者は、許可期間満了日までに、設置許可を取り消し、又は更新しない場合及び事業者が事業を途中で中止する場合は、許可取消等の日から 6 箇月以内の本市が指定する期日までに、事業区域及び事業者の責により汚損し、又は破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、本市の立会いの下で本市に返還してください。

カ 事業者の責に帰すべき事情により許可期間の始期が遅れたことにより、事業者に必要な経費や有益費等の損失が生じても、本市はこれを補償しません。

(5) 使用料

ア 本募集要項に基づく募集開始時の最低使用料額は、 とします。

イ 事業者は、最低使用料額以上の使用料を年額で提案してください。

ウ 使用料については、四半期ごとに算定し、提案使用料に 12 分の 3 を乗じた額とします。京都市都市公園条例及び同条例施行規則に基づき本市が発する納入通知書により、四半期ごとに本市の指定する期限（4 月、7 月、10 月及び 1 月の 25 日。25 日が銀行休業日の場合は直前の平日）までに納入してください。

エ 京都市都市公園条例等の改正により、条例に規定する使用料額が改定され、提案使用料に 12 分の 3 を乗じた額が条例改正後の条例に規定する 3 箇月分の使用料額よりも低額である場合は、条例改正後の条例に規定する 3 箇月分の使用料額とします。

なお、改定の時期については、当該条例の施行日から使用料を改定することとし

ます。

オ 敷地の北側にある知恩院道の固定資産税路線価の評価替えが行われた場合は、当該評価替えを基に算出した変動率を、従前の使用料に乗じて得られた額を新たな使用料とします。

なお、改定の時期については、当該評価替後の固定資産評価単価が公表された日の属する年度（価格調査基準日の属する年度ではありません。）の翌年度から使用料を改定することとします。

カ 本項「エ」「オ」の適用日が同日となった場合、より金額の高い条件を適用することとします。

(6) 保証金

ア 事業者は、使用料の２年分に相当する額の保証金を支払わなければなりません。

本市は、許可書に基づく本市への金銭債務が事業者にあるときは、当該金銭債務の弁済に保証金を充当することができることとし、事業者はこれに異議を申し立てることはできません。

イ 使用料が改定により当初使用料の２倍以上の金額となった場合は、保証金の額についても改定します。

事業者は、当初使用料の２倍以上となった使用料の１年分に相当する額と既に納付いただいている保証金の額との差額を追加で支払わなければなりません。また、使用料が、更に２倍となったときも同様とします。

なお、改定により使用料が低下した場合、保証金の返還は行いません。

ウ 保証金の全部又は一部を本市への金銭債務に充当した場合において、これらの事由が生じた年度の使用料により積算した保証金の額が本市への金銭債務に充当した後の残余の額を上回ったときは、その差額を支払わなければなりません。

エ 設置許可期間が満了したとき、又は本市が許可を解除したときは、原状回復及び明け渡しの履行を確認したうえで保証金を返還します。

なお、返還する保証金には利息を付しません。

(7) リスク分担

協定締結後から解体・撤去完了までの間における主なリスク分担については、次の負担区分のとおりとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う施設営業に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	事業者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業者決定後のインフレーション・デフレーション		○
金利	事業者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の予期しない事故による運営リスク		○

(8) 私権の制限

事業者は、事業者が所有する建物等について、所有権を事業者の構成員以外の第三者に譲渡することはできません。

(9) 滞納等による退去

使用料等を滞納した場合や法令違反があった場合は、許可期間中であっても許可を取り消し、退去していただく場合があります。

(10) 転貸の禁止等

許可期間中は、次の事項を禁止します。

ア 許可物件の第三者への転貸

イ 使用者の地位の譲渡

ウ 許可を受けた土地に対して地上権、担保権その他の使用若しくは収益を目的とす

る権利の設定

(11) 光熱水費

許可期間の始期から終期までに発生する光熱水費は、営業事業者の負担とします。

また、京都市上下水道局、関西電力(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)その他の関係機関との協議及び手続は事業者自らが行ってください。

(12) 駐車場

本件公募場所に駐車場はありませんが、商品の搬入やごみの排出のための車両については、園内の通行及び一時的な駐車に限り認めます。近隣の利用可能な駐車場としては、公園の地下に京都市円山駐車場が設置されていますが、1.9mの車高制限があります。

(13) その他注意事項

ア 円山公園は、東山区北部における唯一の広域避難場所に指定されているため、災害発生時には、帰宅困難者・地域住民等の避難場所となる場合や、災害対応のため業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

なお、この場合、本市はこれに係る一切の補償を行いません。

イ 事業者は、本市と協定締結後、管理運営する施設に応じた防災・減災計画を作成のうえ、この計画に基づき防災・減災対策を講じるとともに、円山公園が広域避難場所であることを念頭に置き、本市等と連携し防災・減災対策に当たる必要があります。

3 応募資格

応募資格を有する者は、「2 募集条件」に記載の趣旨を踏まえた便益施設の設置と運営を行う意思がある法人で次に掲げる要件のいずれにも該当しない者としします。

なお、複数の法人が構成するグループ（以下「グループ」という。）で応募する際には、全ての構成員が応募の資格を有する必要があります。この場合、グループの代表となる法人を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表者が行ってください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に掲げる指定暴力団員等に該当する者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
※ 応募資格の確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。
- (3) 本件施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本件施設の設置許可を受けようとする者
- (4) 次に掲げる税等を滞納している者
 - ア 法人税
 - イ 消費税
 - ウ 主たる事務所の所在地の市町村における地方税（法人市町村民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））
 - エ 主たる事務所の所在地の市町村における水道料金及び下水道料金
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害又は第198条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (6) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止及び一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

4 応募方法

(1) 申込方法

ア 提出書類

別紙○「提出書類一覧」のとおり

※ 正本は、本市が準備するファイルに綴じ、副本は正本用と同規格のファイルに綴じ、それぞれ書類番号ごとにインデックスを付したうえで提出すること。

※ 紙媒体とは別に、全ての提出書類を取りまとめた電子媒体を2部提出すること。電子媒体の種類はCD又はDVDとし、データはPDFとすること。

イ 提出期間

令和2年（2020年）2月○日（ ）～2月○日（ ）

受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、来庁される際は、事前に御連絡をお願いします。

エ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（電話：075-222-4113）

京都市建設局みどり政策推進室 担当：堀尾，永井

(2) 注意事項

ア 本市は、本件施設の設置において公表等が必要な場合には、提出書類の内容を許可なく無償で使用します。

イ 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更，差替え，再提出を認めません。

ウ 応募に関する費用は、全て応募した事業者の負担とします。

エ 提出書類は、返却しません。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

5 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

(1) 審査方法

--

(2) 事業者の決定等

--

(3) 審査結果の通知及び公表

--

(4) その他

--

6 現地説明会

本件の公募に当たって、現地説明会を開催します。現地説明会の参加には、以下の申込手続が必要となります。

なお、応募に際して、現地説明会の参加は必須条件ではありませんが、できる限り御参加ください。

(1) 質疑者の資格

「3 応募資格」を満たす者とします。

(2) 申込方法

現地説明会参加申込書（別紙○）を電子メールにより、「11 問合せ先」へ送付してください。ただし、1 応募者につき 2 名まででお願いします。

(3) 受付期間

令和元年（2019 年）12 月○日（ ）午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

※ 受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(4) 日時

令和元年（2019 年）12 月○日（ ）午後 2 時から

(5) 集合場所

公益財団法人 京都市都市緑化協会前

京都市名勝円山公園内 知恩院南門からすぐ

7 質問の受付

(1) 質疑者の資格

「3 応募資格」を満たす者としてします。

(2) 受付期間

令和元年（2019 年）12 月〇日（ ）～12 月〇日（ ）

質問がある場合は、応募者への公平を期するため、本市指定の質問書（別紙〇）を使用した電子メールによる問合せのみ受け付けます。ただし、本事業の実施に関係がないと本市が判断した質問に対してはお答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

※ メールアドレスは「11 問合せ先」に記載しています。

(3) 回答方法

令和 2 年（2020 年）2 月〇日（ ）までに京都市建設局みどり政策推進室のホームページに掲載します。ホームページに掲載した回答は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答のほか、本件公募に関して伝達すべき事項を、ホームページに追加で記載する場合があります。必ず応募書類の提出期限まで、ホームページを確認してください。

8 関係法令等

事業者に決定した者は、事業の実施に当たって、都市公園法、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、建設業法、その他の関係法令・条例（以下「関係法令」という。）に基づき、各規制を所管する部署と十分な協議を行い、関係法令を遵守してください。

主な留意点については、以下のとおりです。

(1) 文化財保護関係

本件公募場所は、国の名勝円山公園の指定範囲内にあり、建築物、工作物の設置等の現状変更行為に関しては、文化財保護法第 125 条の規定に基づいて、文化庁長官の許可を受けなければなりません。当該申請については、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（電話：075-366-1498）に相談のうえ、必要な手続を行ってください。

また、本件公募場所は埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、名勝の現状変更に伴って、文化庁から発掘又は試掘調査を求められた場合は、原則として事業者の責任及び費用負担の下、当該調査を実施してください。

(2) 風致関係

本件公募場所は、京都市風致地区条例上の東山風致地区及び風致地区第 1 種地域に、また古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法上の東山歴史的風土保存区域及び清水歴史的風土特別保存地区に指定されています。公園施設の設置については、これらの法令の趣旨を十分に踏まえた建築計画を策定してください。ただし、本件施設は、単独で存在するものではないため、既に存在する他の便益施設との調和も重視して計画を立案していただく必要があります。

主な基準を以下に示しますが、詳細は京都市風致地区条例及び同施行規則に従ってください。また、本件施設の設置に当たっては、京都市都市計画局都市景観部風致保全課（電話：075-222-3475）に相談のうえ、必要な手続を行ってください。

ア 緑地率 …………… 40/100 以上

※ 土間コンクリート、タイル張り等を施工せず、砂利敷き又は土が露出する仕上げであれば緑地率に算入できる。

イ 最高の高さ …………… 8m

ウ 屋根の形状 …………… 寄棟・切妻・入母屋のいずれかの勾配屋根とし、屋根勾配は原則として 10 分の 3.0 から 10 分の 4.5 までとする。

軒の出は 60cm 以上、^{けらば} 螻羽の出は 30cm 以上とする。

エ 屋根の部材・色彩 …… 和瓦、銅板その他これらに類似する外観を有する材料

とし、和瓦の場合の色彩は、濃灰色、黒色又はいぶし銀色とする。

オ 壁の色彩…………… 外壁の表面は、土、漆喰^{しっくい}その他これらに類する外観を有する材料で仕上げたものとする。外壁面への柱等の露出の有無に関わらず、リシン吹付け等により仕上げる場合は、本市都市計画局都市景観部風致保全課が発行する「京都市風致地区条例による許可基準の解釈と運用」20ページに示す色彩とする。

(3) 眺望関係

本件公募場所は、京都市眺望景観創生条例上の近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域に指定されています。本件施設の設置に当たっては、京都市都市計画局都市景観部風致保全課（電話：075-222-3475）に相談のうえ、必要な手続を行ってください。

(4) 屋外広告物関係

本件公募場所は、京都市屋外広告物に関する条例上の屋外広告物禁止地域に指定されていますが、本市の設置許可を条件として自家用屋外広告物の表示又は設置が可能です。ただし、この場合でも、本件公募場所に最も近い第2種地域の基準が適用されるため、京都市屋外広告物等に関する条例に示す基準に従うものとし、本市都市計画局広告景観づくり推進室^{みやこ}が発行する「京の景観ガイドライン 広告物編」や「許可基準概要図(規制区域別)」を参考としてください。設置に当たっては、京都市建設局南部みどり管理事務所（電話：075-643-5405）に相談のうえ、必要な手続を行ってください。

(5) 接道関係

本件公募場所は、建築基準法の道路に面していないため、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき、建築審査会の同意を得たうえで許可が必要となります。

許可基準については、本市都市計画局建築指導部建築指導課が発行する「建築基準法第43条第2項の規定に基づく認定及び許可基準の手引」を参照してください。

(6) 公園の占用

工事等により、設置許可の期間・範囲外で公園を占用する場合は、都市公園の占用許可申請が必要となりますので、京都市建設局南部みどり管理事務所（電話：075-643-5405）に相談のうえ、必要な手続を行ってください。

この場合、「2 募集条件」の使用料とは別途、都市公園法及び京都市都市公園条

例の定めによる使用料を支払わなければならないものとします。

(7) 営業における許認可等の取得

営業に関して許認可を必要とする業種については、事業者の責任において当該許認可を得てください。また、営業開始までに、その写しを本市に提出してください。

(8) その他

関係法令等に係る協議及び手続、費用負担等については、事業者自らに行ってください。

9 設置許可申請の手続

事業者に決定した者は、協定書の締結後、京都市都市公園条例施行規則による公園施設設置許可申請書を京都市建設局南部みどり管理事務所に提出してください。

<公園施設設置許可申請書の提出先>

〒612-8439

京都市伏見区深草五反田町 112 番地

京都市建設局南部みどり管理事務所（電話：075-643-5405 FAX：075-643-0075）

10 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

なお、この場合においては、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求を認めません。

(1) 事業者が応募者の資格を失った場合

(2) 事業者が応募時に提出した事業計画書の事業内容を履行できない場合

ただし、本市と協議を行い、本市の承諾を得たうえで、事業内容を変更する場合を除きます。

(3) その他、本市に対して不誠実な行為が認められる場合

11 問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市建設局みどり政策推進室（電話：075-222-4113 FAX：075-212-8704）

担当：堀尾、永井

メールアドレス：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

箇 所 図

